

## 1. 海岸侵食履歴

- ・過年度にバス待合所付近において浜崖が発生し（下図ピンク破線参照）、対策として鋼矢板+根固工（捨石）が設置された。（H25年度対策設計、対策工事）
- ・2020年度の冬季風浪により浜崖が発生し、対策として大型土のうを設置。（下図白破線参照）  
2021年7月6日時点では浜崖延長約50m、歩道端から浜崖までの距離は約4m程度となっている。（下図白破線参照）  
→海岸侵食進行による国道への影響が懸念されるため早急な対策が必要となり、対策検討および関係機関協議を開始した。
- ・その後、2022年1月上旬の冬季風浪により侵食され、歩道端から浜崖までの距離は2m程度に進行した。（下図黄色破線参照）
- ・2022年5月27日時点で鳥取県による養浜施工を確認。東側は既設護岸天端付近まで盛土形状で養浜されている。浜崖箇所は崩れた自然護岸法尻部に養浜砂が補充されている。

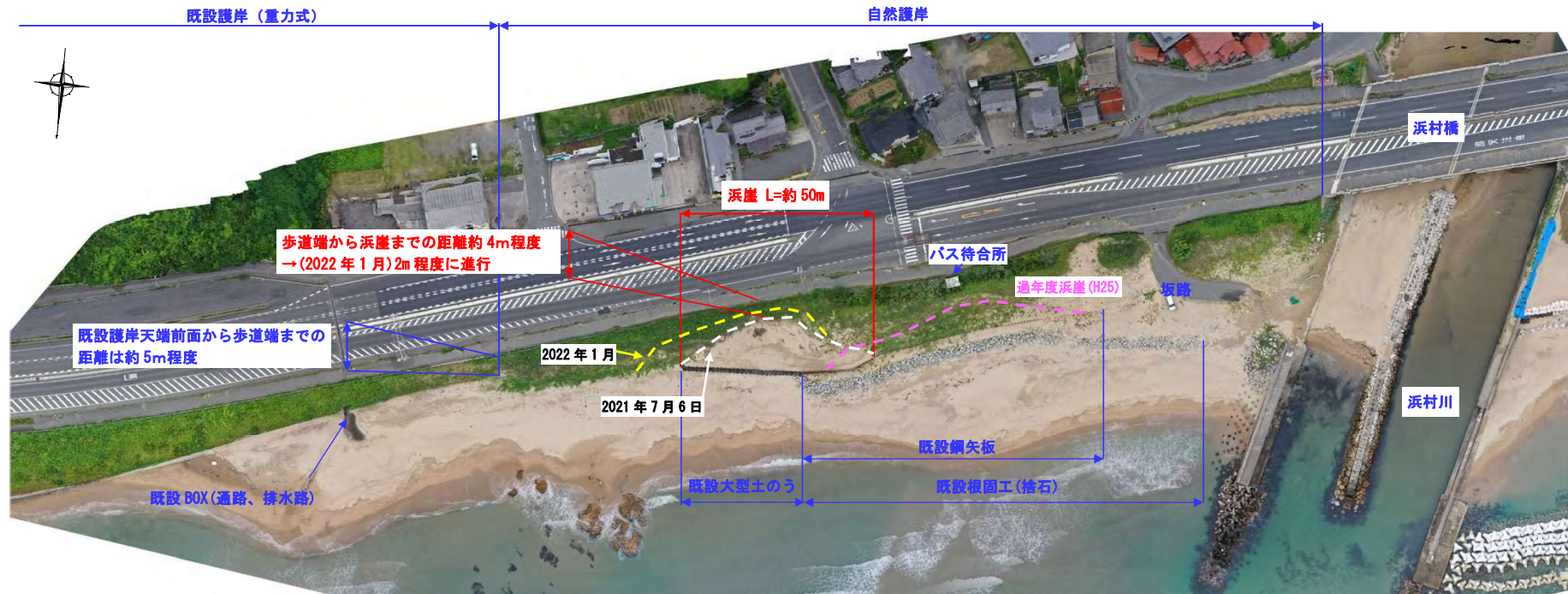


図 1-1 空撮写真（撮影年月日：2021年7月6日）



図 1-2 現地状況写真

## 2. 整備基本方針（関係機関協議結果）

海岸管理者である鳥取県および有識者と打合せを行い、当海岸の整備基本方針は以下となった。

### ①土留め矢板(埋設型枠)設置および既設仮設矢板・捨石撤去

- ・侵食が国道まで進行した場合、道路交通に影響するため早急に応急対策として道路護岸整備を見越した位置に土留め矢板を設置する。
- ・道路護岸(根固工を含む)は、海岸保全区域外に整備するものとし、可能な限り国道側へ配置する。
- ・土留め矢板施工にあたり既存植生は残置する。
- ・土留め矢板設置後、過年度に浜崖が発生し対策として海岸保全区域内に設置した仮設矢板、捨石、および大型土のうは撤去する。



撮影年月日：2021年7月6日

### ②モニタリング

- ・鳥取県において、今後も浜村川河口部等の堆積砂を浚渫しサンドリサイクルを継続して行う予定とされている。サンドリサイクルを行うことで、埋設型枠を砂の中に埋め、見えない状況（自然な浜の状況）を基本としながら侵食傾向の状況観察を行う。

### ③道路護岸整備

- ・モニタリングの結果、砂浜の回復が見込めず、侵食が国道に影響すると判断される場合には、道路護岸（重力式擁壁）を整備する。その際には、土留め矢板を埋設型枠として使用する。

図 2-1 整備フロー

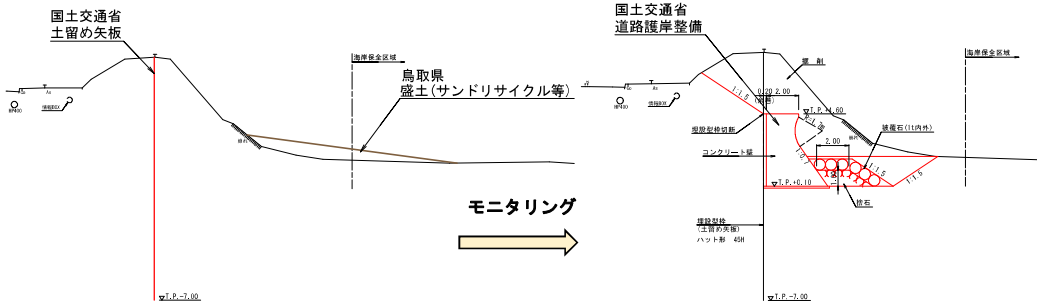


図 2-1 断面図

## 3. 対策工法の概要

### 3.1 護岸法線

#### 【護岸法線検討方針】

道路護岸（根固工を含む）は海岸保全区域外に整備するものとし、可能な限り国道側の配置とする。また、隅角部や法線の不連続部は破堤の原因となりうることから極力設けない。

#### b) 法線の決定に当たって考慮すべき事項

隅角部や法線の不連続部があると波が集中し、越波流量の増大や破堤の原因となることがある。したがって、波の集中が明らかになったところではこれをさけるか、又は他の必要な対策、例えば、その部分の構造を強化する等の考慮が必要である。また、地形及び地質が海岸保全施設の建設費及び安全性に及ぼす影響を勘慮して法線を決定する必要がある。

出典：海岸保全施設の技術上の基準・同解説  
平成 30 年 8 月 p3-23

#### 【コントロール】

- ①東側端部は、既設護岸法線に合わせた。
- ②バス待合所に干渉しない護岸法線とし、土留め矢板設置時（油圧圧入式 硬質地盤専用機）の施工隔離（1.5m以上）を確保するとともに、前面の海岸保全区域を侵さない。
- ③西側の既設坂路付近（225k480～225k520）は、「被災経験がないこと」「植生が繁茂しており波の影響が少ないと想定されること」から、道路護岸整備の西側端部は、既設坂路手前までとした。

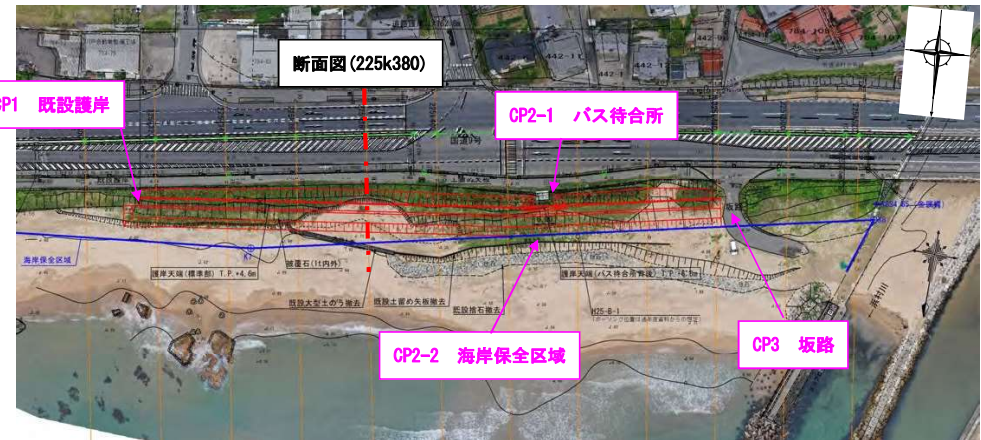


図 3-1 平面図

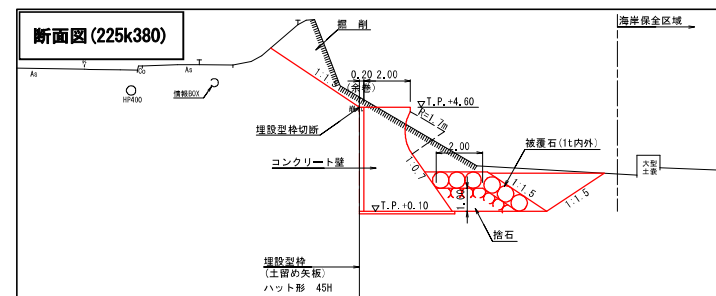


図 3-2 断面図

#### 4. 施工検討

鋼矢板の施工について、交差点及びバス停が存在する西側L=114.3mは海側からの施工とし、国道1車線を規制し施工ヤードとして利用できる東側L=54.0mは国道側からの施工とする。

海側からの施工について検討結果を示す。

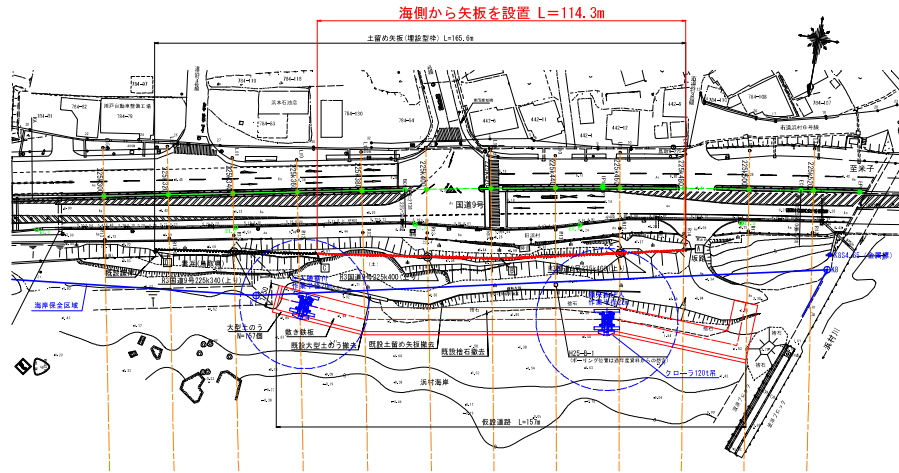


図 5-1 平面図 (海側施工)

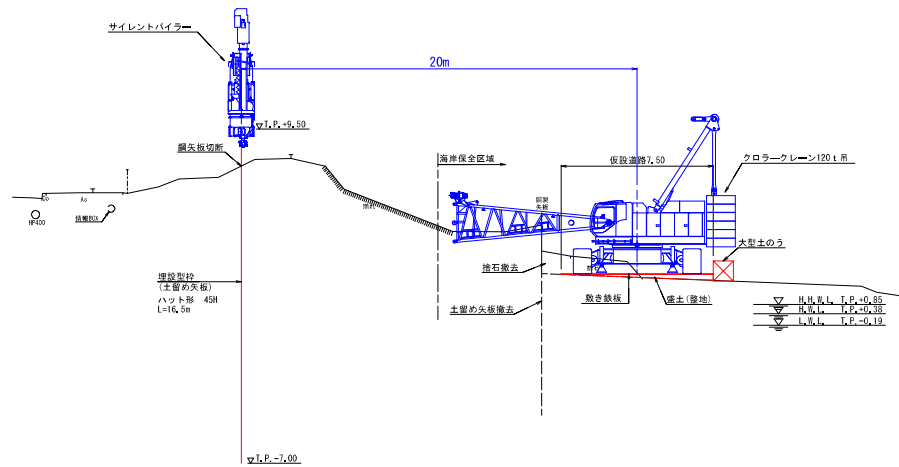


図 5-2 断面図 (海側施工)

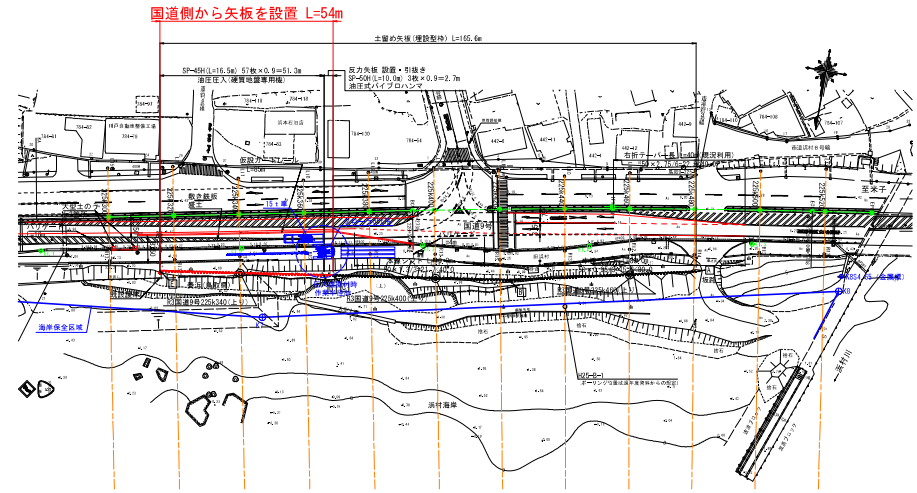


図 5-3 平面図 (国道側施工)

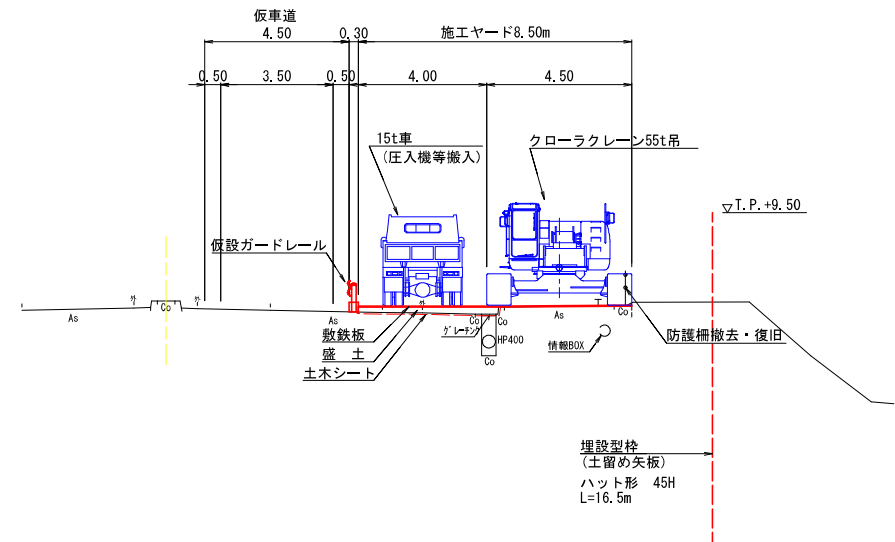


図 5-4 断面図 (国道側施工)

## 5. その他

- 仮設道路盛土、施工ヤードの整地に利用する土砂は、浜村川西側の国道沿いより搬入する。  
施工後は搬入した土砂はそのまま敷き均しておくものとする。
- 既設矢板前面の捨石等は撤去後、浜村橋と進入路の間の対策に流用する。

